

群馬県障害者雇用ネットワーク制度実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は群馬県障害者雇用ネットワーク制度の実施に必要な事項を定める。

(趣旨・目的)

第2条 障害者雇用の促進に積極的・協力的な企業を「群馬県障害者雇用ネットワーク企業」として登録し、障害者雇用に係る企業間のネットワーク構築を図ることにより、障害者雇用に係るノウハウの共有と企業間の交流を促進する。

2 群馬県障害者雇用ネットワーク企業が県内の企業等における障害者雇用の中核として活躍することにより、県全体における障害者雇用を促進する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 常用雇用労働者 次のいずれかに該当する者で、1年以上引き続き雇用されることが見込まれている労働者をいう。
 - ア 雇用期間の定めのない労働者
 - イ 一定期間を定めて雇用されている労働者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めのない労働者と同様の実態にあると認められる労働者
 - ウ 日々雇用される労働者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上期間の定めのない労働者と同様の実態にあると認められる労働者
- (2) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条に定める身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者をいう。
- (3) 法定雇用率 法第43条第1項、第2項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に定める障害者雇用率をいう。
- (4) 障害者実雇用率 常用雇用労働者の総数から除外率相当の労働者数を差し引いた数に対する障害者の総数の割合で、百分率において小数点以下第3位を四捨五入した率をいう。
- (5) 企業 法第43条第7項により厚生労働大臣への報告義務があり、法定雇用率が適用される法人及び常用雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条に定める数未満の法人をいう。
- (6) 事業所 企業が有する本店、支店、営業所、工場その他の事業所をいう。

(登録の要件)

第4条 知事は、県内に本社を有する企業または県外に本社を有する企業が県内に設

置する事業所（以下、「企業等」という。）で、次の各号の要件を全て満たす企業等を、群馬県障害者雇用ネットワーク企業（以下「登録企業」という。）として登録することができる。

(1) 次のいずれかに該当し、積極的に障害者を雇用していること。

ア 申請日以前で直近の6月1日において、障害者実雇用率が法定雇用率を超えていること。さらに、県外に本社を有する企業が県内に設置する事業所については、同日において、当該事業所を設置する企業全体の障害者実雇用率が法定雇用率を超えていること。

イ 特例子会社の認定を受けていること。

(2) 次の取組を行うなど、県内の企業等における障害者雇用の中核として、積極的に障害者雇用の促進に取り組む意思があること。

ア 県等が主催するセミナー・見学会・情報交換会などにおける講師

イ 企業見学を希望する県内企業関係者の受入れ

ウ 職場実習を希望する障害者の受入れ

エ これから障害者雇用を進めていこうとしている企業の相談に対する助言及び支援

(3) 過去3年間における労働基準法等の労働関係法令、その他の法令に係る重大な違反がないこと

(4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

（登録の申請）

第5条 登録を受けようとする企業等は、群馬県障害者雇用ネットワーク登録申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に申請するものとする。

（登録の決定）

第6条 知事は、申請者が登録の要件を満たすと認められる場合は、群馬県障害者雇用ネットワーク登録決定通知書（様式第2号。以下、「通知書」という。）により通知し、併せて群馬県障害者雇用ネットワーク登録証（様式第3号。以下、「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録の期間）

第7条 登録の期間は、登録日の属する年度から起算して3年目の3月31日までとする。

（登録の更新）

第8条 登録期間満了後も引き続き登録を受けようとする企業等は、登録期間が満了する日の3か月前から10日前までの間に、群馬県障害者雇用ネットワーク登録申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、知事に更新の申請をするものとする。

- 2 知事は、前項により更新の申請があり、申請者が登録の要件を満たすと認められる場合は、第6条に基づき通知書及び登録証を交付するものとする。

(登録の取消)

第9条 知事は、登録企業が登録の要件を満たさないことが明らかになったとき、その他登録企業として適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消をするときは、理由を付して登録企業にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 登録企業は、次の各号について変更があったときは、群馬県障害者雇用ネットワーク変更届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 企業・事業所名
- (2) 代表者
- (3) 所在地

(辞退の届出)

第11条 登録企業は、登録の要件を満たさなくなったときまたは登録継続の意思を失ったときは、群馬県障害者雇用ネットワーク辞退届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(登録証の返納)

第12条 第9条又は第11条により、登録から外れることになった企業等は、登録証をすみやかに知事へ返納しなければならない。

(状況の調査)

第13条 知事は、登録の審査時及び登録期間中に必要があると認める場合は、必要な調査を行うことができる。

(県の支援)

第14条 知事は、登録企業に対し、次の各号の支援を行う。

- (1) 登録企業名や登録企業の障害者雇用等に関する取組をホームページやその他の広報媒体を通じて周知し、企業における障害者雇用について普及啓発する。
- (2) 障害者雇用について、登録企業間で情報交換する機会を提供する。
- (3) 障害者雇用の促進に関するセミナー等の情報を提供する。
- (4) その他県が必要と認める支援を行う。

(登録企業による他の企業等の支援)

第15条 登録企業は、県内の企業等における障害者雇用の中核として、次の各号の活動を行う。

- (1) これから障害者雇用を進めようとする企業からの実習受入れ
- (2) 障害者就労支援施設・医療機関等への社員の派遣
- (3) 特例子会社の設立促進
- (4) その他障害者雇用の促進に必要な活動

(イメージイラストの使用)

第16条 登録企業は、別記のイメージイラストを会社案内、名刺等に使用することができる。

(地域部会)

第17条 群馬県障害者雇用ネットワーク制度に中北毛、西毛、東毛の各地域部会（以下「部会」という。）を設ける。

2 部会は、次の各号に掲げる登録企業により構成する。

- (1) 中北毛部会 前橋市、沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡内に本社または主な事業所が所在する登録企業
- (2) 西毛部会 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡内に本社または主な事業所が所在する登録企業
- (3) 東毛部会 桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡内に本社または主な事業所が所在する登録企業

3 各部会は、部会を構成する登録企業の立候補または互選により、会長、副会長を選出する。

4 会長及び副会長の任期は2年間とし、再任も可能とする。

5 会長は部会の運営を総括する。

6 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

7 部会は、部会を構成する登録企業同士の情報交換のための取組、及び各地域においてこれから障害者雇用を進めようとする企業等を支援するための取組を企画、実施する。

8 県は、部会の取組に対し、必要と認める支援を行う。

(所掌)

第18条 この要綱に関する事務は、産業経済部労働政策課において所掌し、関係課と共有する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成28年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月11日から施行する。

(登録証の交付)

2 この要綱の施行前に改正前の要綱第6条の規定により登録を決定した企業等については、第6条の規定により登録証を交付するものとする。

(別記)

群馬県障害者雇用ネットワーク イメージイラスト

(1) 基本バージョン

(2) 横バージョン



群馬県 障害者雇用
ネットワーク



附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。